

## 【スウェーデン】統治法の改正及び新たな国立銀行法の制定

海外立法情報課 山岡 規雄

\* 2022年11月、法制審議会、結社の自由、国立銀行及び閣議決定の確認方法に関する統治法（憲法）の改正が行われた。国立銀行については、併せて新たな法律が制定された。

### 1 基本法改正の手続

スウェーデンの憲法は、統治法（Regeringsform）、王位継承法（Successionsordning）、出版の自由に関する法律（Tryckfrihetsförordning）及び表現の自由に関する基本法（Yttrandefrihetsgrundlag）の4つの基本法から成る。基本法の改正には、同一文言による改正案について2回の議決が必要とされ、2回の議決の間には、総選挙を挟まなければならない。2022年9月の総選挙により改選された国会は、前国会において1回目の議決が行われていた4件の統治法改正案について、同年11月に2回目の議決を行った。いずれの改正も2023年1月1日に施行された。

### 2 法制審議会に関する統治法改正

スウェーデンでは、法律案について、国会による議決の前に、最高裁判所及び最高行政裁判所の裁判官又は元裁判官により構成される法制審議会が、合憲性など法的観点から審査を行う仕組みがある<sup>1</sup>。従来の統治法の規定では、法制審議会の意見を徴する権限を有し、又は義務を負うのは、政府又は国会の常任委員会（utskott）とされていた。

今回の改正は、法制審議会の審査の範囲を拡大し、立法の質を向上させるため、これらに加え、「他の国会機関」を追加するものであった（第8章第21条第1項の改正）。改正条文は、このように一般的な表現をとっているが、主たる目的は、国会運営に関する重要問題を所管する国会運営委員会（Riksdagsstyrelsen）<sup>2</sup>を加えることにあった<sup>3</sup>。この改正については、2021年11月17日に第1回の可決が行われた後、2022年11月16日に第2回の可決が行われた。

### 3 結社の自由に関する統治法改正

2019年に、政府は、テロ組織への参加に対し刑事罰を科する法律案の原案の審査を法制審議会に要求したが、法制審議会の多数意見は、このような法律は、統治法が保障する結社の自由に抵触するおそれがあると指摘した。これを受けて、政府は、テロ組織への参加を犯罪化することを可能にするための統治法改正の必要性を検討する調査委員会を設置した<sup>4</sup>。調査委員会は、2021年3月に、統治法の改正を提言する調査結果を提出した<sup>5</sup>。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年1月16日である。

<sup>1</sup> 山岡規雄『各国憲法集 11 スウェーデン憲法 第2版』（調査資料 2020-1-a, 基本情報シリーズ 28）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2021, p.19. <<https://doi.org/10.11501/11645996>>

<sup>2</sup> 国会事務局の運営に責任を負うほか、国会における男女平等や国会と欧州連合の協働関係に関する問題も所管する。“Om riksdagsstyrelsen.” Sveriges Riksdag website <<https://www.riksdagen.se/sv/sa-funkar-riksdagen/riksdagsforvaltningen/riksdagsstyrelsen/om-riksdagsstyrelsen/>>

<sup>3</sup> 2020/21:RS5, s.79. 国会運営委員会は、utskottに含まれない。

<sup>4</sup> 山岡 前掲注(1), p.29.

<sup>5</sup> *Föreningsfrihet och terroristorganisationer* (SOU 2021:15), Stockholm: Regeringskansliet, 2021. <<https://www.regering.se/494c36/contentassets/8d925fe78ac44d5e8c393db958e8600e/foreningsfrihet-och-terroristorganisationer-sou-202115>>

この提言に従い、2021年10月28日、「テロリズムを追求し、又は支持する団体」については、結社の自由を制限することができると規定する改正案（第2章第24条第2項の改正）が国会に提出された<sup>6</sup>。この改正については、2022年4月6日に第1回の可決が行われた後、2022年11月16日に第2回の可決が行われた。

#### 4 国立銀行に関する法改正

国立銀行法<sup>7</sup>が施行された1989年以降、金融市場の規制緩和、スウェーデンの欧州連合加盟など国立銀行をめぐる環境が大きく変化した<sup>8</sup>。こうした状況の変化を受け、国立銀行法を再制定し、これに併せ、国立銀行に関する統治法の規定の見直しも行うこととなった。

従来の統治法では、国立銀行は通貨政策に責任を負うと規定されていたが、今回の改正により、その内容が詳細化され、通貨政策の形成及び遂行、為替介入の実施、外貨準備の保有及び管理、良好な支払制度の推進等に責任を負うと規定されることとなった（第9章第13条）。この改正については、2022年6月1日に第1回の可決が行われた後、2022年11月23日に第2回の可決が行われた。

なお、同時に制定された新たな「スウェーデン国立銀行法」<sup>9</sup>では、統治法同様、国立銀行の任務が明確化されたほか、次のような改正が行われた。①国立銀行が通貨政策の遂行の際に実体経済を考慮しなければならないことが明記された。②理事会（direktion）の構成員が6名から5名に減員となり、評議員（fullmäktige）<sup>10</sup>、理事会、総裁間の関係が明確化された。③国立銀行の独立機関としての地位が明確化され、財政的な独立も強化された。④国立銀行の活動に対する監査体制が強化された。⑤法律に規定する目的の達成のために国立銀行が持続可能な発展に対する脅威を特定する義務が規定された<sup>11</sup>。同法は、一部の規定を除き、統治法の改正同様、2023年1月1日に施行された。

#### 5 閣議決定の確認方法に関する統治法改正

統治法第7章第7条は、閣議で決定する事項のうち、法令や国会に提出する法律案など対外的に発出する必要のあるものが効力を持つためには、首相又はその他の大臣（場合によっては委任されたその他の公務員）による署名が必要であると規定していた。ここで言う「署名」とは、紙にペンで行うものと解釈されていたため<sup>12</sup>、電子的な署名に対応しない規定となっていた。このため、「署名」のほかに、「他の方法での確認」という文言を追加し、電子的な署名など多様な確認方法に対応し得る規定に改める統治法改正が行われた。この改正については、2022年4月6日に第1回の可決が行われた後、2022年11月23日に第2回の可決が行われた。

<sup>6</sup> Prop. 2021/22:42

<sup>7</sup> Lag (1988:1385) om Sveriges riksbank

<sup>8</sup> Prop. 2021/22:41, s.1.

<sup>9</sup> Lag (2022:1568) om Sveriges riksbank

<sup>10</sup> 国会が11名の評議員を選挙し、国立銀行は、評議員によって選出される理事会によって指揮される（統治法第9章第16条第1項）。同項の規定は、今回の統治法改正前は、同内容で同章第13条第2項において規定されていた。

<sup>11</sup> Prop. 2021/22:41, *op.cit.*(8), s.1-2.

<sup>12</sup> Prop. 2021/22:40, s.6.